

病院診療所の廣告取締

最近厚生省医務局長から各都道府県知事あてに、病院、診療所等の廣告について左の通牒が発せられた。

標記の廣告については國民医療法においても厳格な制限が附せられていたが、あらたに施行せられた医療法においても略同様の制限規定が設けられている。然しながらこれらの廣告の実情をみるに、地方によつては医療法の要求とは著しく懸隔があり、同法の規定の趣旨が没却されている感があるので、この際積極的に同法違反の廣告の取締方を励行せられると共に、特に縣立の病院、保健所等については率先違反廣告の絶無をはかるよう努められたい。追而本件についてはその実效を期するため國立の施設の長並に日本医師会長及び日本歯科医師会長に対してもそれぞれ別紙の通り通牒及び依頼をしたので爲念申し添える。

右の通牒に關連して診療に従事する医師の氏名の表示、即ち医業廣告に關して岩手縣知事と厚生省医務局長との間に左の照覆が行われ、病院、診療所の廣告に關係があるので、茲に掲げて参考に供する。

照会 財団法人花巻病院長
佐藤 隆房

厚生省医務局長殿

医業廣告について御伺い。医療法第三十九條に於て病院、診療所等の廣告に關する許容範囲が定まつて居りますが、当然その範囲外と思われる廣告が沢山あります。

一、院長	何某
一、藥局長	何某
一、看護婦長	何某
一、事務長	何某
一、助産婦	何某

(産院にあらざる綜合病院若しくは産婦人科病院に於て)

他にその例を掲げましたが、これは医療法第三十九條に違反ではありませんか。綜合病院に於ては化学病理細菌検査施設が必要になつております。これは一般には臨床検査科と呼ばれております。自然その科には担当医師が配屬になります。斯の如くこの科に医師が配屬になつた場合、臨床検査科長何某と云う廣告を出すことも法第三十九條に依れば違法と存じますが、先の場合の例の院長、事務長等の廣告が許されるものでしたら、この廣告も許されることになります。

右御回答を頂きます。

回答 医発第六五八号
厚生省医務局長
岩手縣知事殿

医業の廣告に關する件

貴管内財団法人花巻病院長から別紙の通り照会があつたが、左記の通り解すべきものであるので、同病院長に然る可く示達されたい。

記

一、医療法第三十九條第一項によれば、診療に従事する医師又は歯科医師の氏名を掲げることは許されているが、その他の者の氏名の標示は許されないで、例えば顧問医師、藥局長、事務職員、看護婦長、助産婦等の氏名を掲げることはできない。

二、診療に従事する医師又は歯科医師の氏名を掲げるに當つて、その者の従事する診療科名(法第四十條に規定されたものに限る)を掲げることは許されるが、その場合、例えばその診療科の長であることを表示するような事項即ち「内科医長」「外科医長」等の事項の表示は差支えない。然しながら標示を許されない診療科名については、その長であることを表示することも勿論許されない。例えば「臨床検査科長」の如きである。

三、診療に従事する医師の氏名を掲げるに當つて、その者が院長又は副院長の職に在る場合その標示をする程度のことは差支えない。